

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第28号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 (1) (略) (2) <u>覚せい剤取締法</u> （昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する <u>覚せい剤</u> 及び同条第5項に規定する <u>覚せい剤原料</u> (3)～(7) (略)	(定義) 第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 (1) (略) (2) <u>覚醒剤取締法</u> （昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する <u>覚醒剤</u> 及び同条第5項に規定する <u>覚醒剤原料</u> (3)～(7) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第4条（覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第9条第1項第2号の改正規定を除く。）の規定の施行の日から施行する。